

徳島県地球にやさしい企業・NPO等支援事業 Q & A

1. 補助事業全般について

Q1 応募をすれば必ず補助が受けられますか？

予算枠の範囲内で補助を実施します。また、補助の採択については、「徳島県地球にやさしい企業・NPO等支援事業認定委員会」において、審議のうえ決定します。

Q2 予算枠はどれくらいですか？

平成22年度2次募集分の補助金枠としては、約6千万円程度です。

Q3 過去に当補助事業を利用したことがありますが、今回も応募できますか？

できますが、1事業者各年度につき1回の補助としており、今年度補助を受けている場合は応募できません。

Q4 申請にはどのような書類が必要ですか？

「地球にやさしい企業・NPO等支援事業計画書（様式第1号）」と、以下の添付資料を提出してください。

- ・施設・設備の整備場所の位置図
- ・事業所の所在図（住宅地図等）
- ・現況写真（事業所全景及び施設・設備の整備場所）

Q5 「徳島県地球温暖化対策資金」もあわせて申し込むことはできますか？

総事業費から補助額を引いた金額については融資対象となり、申し込み可能です。「徳島県地球温暖化対策資金」については、太陽光発電装置やLED照明等の導入等が融資対象で、融資利率年1.6%～1.9%となっていますので、必要に応じてご利用ください。

2. 補助対象事業について

(1) 事業全般について

Q6 本社が県外の場合でも、補助対象となることができますか？

整備する施設・設備が県内であれば、対象となります。

Q 7 付帯工事はどこまでが対象となりますか？

本体工事に付随する必要最小限の範囲であれば対象としますが、実施にあたっては、個別に相談ください。例えば、既設の設備を撤去し場所を確保しなければ、設備の導入に差し支える場合は、その撤去は付帯工事と認められます。

(2) 民間施設省エネ・グリーン化推進事業について

Q 8 「複合的」な整備とは、どのような内容ですか？

2つ以上の技術を組み合わせた整備です。例えば「太陽光発電システム + LED照明設備の整備」や「高効率給湯設備 + 高断熱窓設備の整備」です。

Q 9 「一体的」な整備とは、どのような内容ですか？

街区一帯の整備や、複数の事業所で設備を整備すること等です。例えば、「商店街の照明のLED化」や「本社・支社における高効率型照明の導入」です。

Q 10 設備の新設・増設において、本補助金を活用することはできますか？

本事業では、現状よりも温室効果ガス削減効果が見込める省エネ改修や設備更新を対象としており、省エネ型の設備であっても、現状と比較して温室効果ガス増加につながる新設・増設については、原則として対象外です。

但し、太陽光発電システム等の設備で、現状と比較して温室効果ガス削減につながる場合の新設・増設については対象となります。

Q 11 LED以外の照明器具は対象にならないのですか？

照明器具を高効率型に改修する場合、対象となる照明器具は、LED照明には限定しておらず、温室効果ガス削減効果が見込める場合には対象となります。

Q 12 「照明器具光源交換事業」は対象外となっていますが、照明の交換は対象にならないのでしょうか？

照明器具一式の交換等の設備改修であれば対象となりますが、電球部分のみの交換など消耗品の交換と判断される場合は対象外となります。

Q 13 設備の性能・数量(太陽光発電kW数、LED照明基数等)に制約はありますか？

本事業では、導入する設備の性能や数量に制限を設けていません。但し、出来る限り温室効果ガス削減効果の高い設備の設置に努めて下さい。事業の認定にあたっては、温室効果ガス削減量が多いこと等事業計画の評価の高いものが優先されます。